

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 14件

## 第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を27万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を33万1,000円、申立期間③の標準賞与額に係る記録を26万6,000円、申立期間④の標準賞与額に係る記録を37万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月5日  
② 平成19年12月5日  
③ 平成20年8月5日  
④ 平成20年12月5日

全ての申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにも関わらず、全ての申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「H19年給料台帳」及び「H20年給料台帳」により、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと

認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した「H19年給料台帳」及び「H20年給料台帳」により確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は27万円、申立期間②は33万1,000円、申立期間③は26万6,000円、申立期間④は37万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月1日に、事業主から申立人の全ての申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できることから、事業主は、「全ての申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、それぞれの申立期間当時賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を23万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を33万4,000円、申立期間③の標準賞与額に係る記録を23万円、申立期間④の標準賞与額に係る記録を32万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 5 日  
② 平成 19 年 12 月 5 日  
③ 平成 20 年 8 月 5 日  
④ 平成 20 年 12 月 5 日

全ての申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにも関わらず、全ての申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「H19年給料台帳」及び「H20年給料台帳」により、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと

認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した「H19年給料台帳」及び「H20年給料台帳」により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は23万円、申立期間②は33万4,000円、申立期間③は23万円、申立期間④は32万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月1日に、事業主から申立人の全ての申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「全ての申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、それぞれの申立期間当時賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間②の標準報酬月額は、50万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月1日から7年12月1日まで  
② 平成7年12月1日から8年1月31日まで  
③ 平成8年1月31日から9年12月1日まで

申立期間①及び③は、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであり、両申立期間の被保険者記録が無いことに納得できないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。なお、事業主が別に経営していたB社に在籍していた可能性もある。

A社に勤務していた申立期間②については、年金事務所からの連絡により、当初50万円として記録されていた標準報酬月額が、22万円に減額訂正されていることが分かった。実際に受け取っていた給与額は50万円から200万円程度であったので、申立期間②の標準報酬月額の記録を給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の申立期間②の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年1月31日）の後の平成8年4月25日付けで、申立期間②の標準報酬月額が7年12月1日に遡って22万円に減額訂正されていることが確認できる上、同社に係るオンライン記録により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚17人についても、同日付けでそれぞれ標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成8年4月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、7年12月

1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったものとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人は、申立期間②当時、50万円から200万円程度の給与を受け取っていたと申し立てしているところ、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、適用事業所名簿によれば、A社は平成8年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、申立人は、事業主、役員及び同僚に対する照会を強く拒否していることから、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①については、適用事業所名簿によれば、A社は平成8年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人は、事業主、役員及び同僚に対する照会を強く拒否していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人の申立期間①における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間①において国民年金に加入し、申立期間①のうち平成6年7月から同年9月までの期間及び7年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①において、B社に在籍していた可能性があるが、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録及び厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録から、申立期間③のうち平成8年1月31日から同年2月21日までの期間については、申立人がA社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は平成8年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人は、事業主、役員及び同僚に対する照会を強く拒否していることから、申立人の申立期間③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間③のうち、平成8年2月22日から9年12月1日までの期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立人は、申立期間③において、B社に在籍していた可能性があるが、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録及び厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 1 日から 42 年 10 月 9 日まで  
② 昭和 42 年 10 月 9 日から 43 年 6 月 26 日まで  
③ 昭和 43 年 8 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで

夫の急な転勤で転居することになり、当時勤務していたA社を、やむなく退職した。脱退手当金支給記録により、脱退手当金が支給されたとする昭和 46 年 11 月 17 日は、夫の勤務先の社宅に転居しており、脱退手当金は受給していない。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間（計 32 か月間）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間③のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 46 年 3 月 1 日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 8 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人以外には支給記録が無いことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いと考えられる。

さらに、婚姻による改姓後、6 か月を超えて脱退手当金の支給決定がなされているが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の姓は改姓されておらず旧姓のままであることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え

難い。

加えて、申立人は、脱退手当金支給日の3か月半前の昭和46年8月1日に別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している上、申立期間③に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の両申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年5月29日は57万円、19年5月31日は58万円とすることが必要である

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月29日  
② 平成19年5月31日

A社から支給された両申立期間に係る賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、両申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成18年5月29日及び19年5月31日に係る賞与明細一覧表から判断すると、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、上記の賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料の控除額から、平成18年5月29日は57万円、19年5月31日は58万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月23日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者

賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 23 日から 40 年 4 月 30 日まで  
② 昭和 40 年 9 月 17 日から 43 年 9 月 6 日まで

オンライン記録では、A社及びB社（現在は、C社）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、B社を退職後も継続して働く意思があり、脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 43 年 9 月 6 日の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 17 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人以外に支給記録が確認できる者は一人のみであるほか、当時、同事業所に勤務していた同僚は、「当時、脱退手当金のことは知らなかった。」と供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が当該期間のうち 20 か月の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されている頃も、厚生年金保険に加入し継続して働く意思を有しており、脱退手当金の受給手続を行うはずがないと申し立てしているところ、申立人は脱退手当金の支給決定日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

申立期間は、大学を卒業して実家の家業を手伝っていた時期で、国民年金の加入手続は母が行い、申立期間の国民年金保険料は、親が自営している事務所に婦人会の人が集金に来ていたので母の分と一緒に納付してもらった。

その後2回、社会保険事務所（当時）又は市役所に、過去の国民年金保険料の未納期間を確認した際は、いずれも未納期間は無いと回答を得ていたが、今回の「ねんきん定期便」により、申立期間が未納となっていることが判明した。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、婦人会による集金方法により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、管轄社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月21日に払い出されていることが確認できることから、当該払出時点において、申立期間のうち、46年4月から48年6月までの期間は、時効により納付できない期間であり、それ以前に申立人に対して別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの期間については、過年度納付が可能な期間であるものの、当該期間の国民年金保険料は現年度納付期限を経過していることから集金人による集金方法によっては収納できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の実兄及び義姉の国民年金手帳記号番号は、申立人と同じ昭

和 50 年 10 月 21 日に連番で払い出されていることが確認できる上、申立期間の申立人の実兄及び義姉の記録は未納となっていることから、申立人はその実兄及び義姉とともに、同日に国民年金に加入して国民年金保険料の現年度納付を開始したものとするのが自然である。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から31年10月1日まで

「厚生年金受給者便」を確認したところ、A社B炭坑に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額よりも低い金額で記録されていることが分かった。申立期間当時は、坑外作業から坑内作業への転換を願い出て坑内掘進係をしており、月額約3万円の給与が支給されていたので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿によれば、A社B炭坑は、昭和37年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の関連資料の一部を保管しているとするC社は、「申立てに係る事実を確認できる資料は保存されていない。」と回答しており、申立人が記憶する同僚、及びA社B炭坑に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚からも、申立人の申立期間における給与支給額や厚生年金保険料の控除額等について具体的な供述が得られないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿により、申立人と同時期に被保険者資格を取得し、かつ申立人と同時期に坑外員から坑内員に種別変更が行われたことが確認できる複数の同僚について申立期間当時の標準報酬等級の推移を調査したところ、申立人のみが著しく低い標準報酬月額である状況は確認できない上、当該被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額



が遡って記録訂正が行われたなどの不自然な形跡は認められない。

加えて、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 13 日から 38 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 8 月 21 日まで

日本年金機構から送付されてきた「脱退手当金に関わる厚生年金保険加入記録」を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB事業所に勤務していた申立期間②の脱退手当金を受給したとされているが、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、全ての申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年2か月後の昭和40年10月23日に支給されたことが確認できるものの、申立人の婚姻日(昭和40年10月\*日)と日付がほぼ一致していることから、申立人は結婚を機に脱退手当金を受給したものと考えられる上、申立期間の被保険者期間を合算した期間の支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人は、申立期間②の直後にC病院に勤務していた期間の共済年金の被保険者期間について退職一時金を受給していることが確認できる上、当該共済年金の被保険者資格を喪失した後約7年間、公的年金に加入していないことなどから判断すると、申立期間当時、申立人が公的年金に継続して加入する意志があったとは考え難い。

さらに、厚生年金保険の脱退手当金は、原則として請求時までの全ての厚生年金保険被保険者期間を対象として支給されるものであるところ、申立人の脱退手当金の支給時点において、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間が存在するものの、当該未請求の被保険者期間と申立期間に係る被保険者期間とは、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理

されている上、申立人は、脱退手当金を請求した当時、未請求期間に厚生年金保険に加入していたことは知らなかったと供述していることから、支給されていない被保険者期間が存在することに事務処理上の不自然さはいかたがえぬ。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 2 月 27 日まで  
② 昭和 44 年 3 月 5 日から 46 年 9 月 5 日まで

年金事務所の記録では、A事業所に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について厚生年金保険の脱退手当金を受給したこととされているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金について、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和46年11月15日に支給されたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該未請求の被保険者期間と申立期間に係る被保険者期間とは、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない被保険者期間の存在だけをもって不自然な請求とはいえない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和46年9月5日の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たす女性被保険者7人の被保険者記録

を確認したところ、申立人を含む2人に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも被保険者資格喪失後2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同僚二人から、退職の際、経理担当者から脱退手当金に関する説明を受けた旨の供述が得られていることを踏まえると、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性も否定できない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3632 (事案 1161 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 5 月 1 日まで

申立期間について、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得いかず、年金記録確認第三者委員会に記録訂正の申立てを行ったところ、B市が発注した工事の元請事業者の現場代理人を務めた時に、A社が同市へ提出した主任技術者変更届から、同社に勤務し、当該工事を担当した事実を同市に確認しているにもかかわらず、社会保険にはすぐには加入手続をしていなかった場合もあり、試用期間が半年くらいあることもあったとの同僚の供述から判断して、年金記録の訂正は必要とまでは言えないとされた。

今回、申立内容が確認できる新たな事情は無いが、前回の申立てに対し、あっせんできないことについて納得いかないのので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る当時の事務担当社員及び同僚の一人から、同事業所では、試用期間を設定し、社会保険にはすぐには加入手続をしていなかった場合もあり、その期間は半年くらいあることもあった旨の供述が得られたほか、複数の同僚に聴取したが、申立期間における厚生年金保険の加入状況等に関する具体的な供述は得られないこと、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は確認することができず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えること、iii) 申立期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 23 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとす

る通知が行われている。

今回、申立人は、再度調査してほしい旨を申し立てているが、再申立てに当たり、申立人から特段の新たな事情は示されていない上、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に改めて照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

また、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3633

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 12 月 1 日から 6 年 7 月 1 日まで  
② 平成 7 年 10 月 1 日から 10 年 1 月 1 日まで

両申立期間において、A社から 26 万円の報酬を得ており、会社は当時、私の報酬月額に係る社会保険事務所（当時）への届出を 26 万円で行っているはずである。

当時のA社で作成していた「給料台帳」の一部を提出するので、記載内容を調査の上、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

申立期間②のうち、平成 8 年 1 月から 9 年 12 月までの期間については、申立人がA社の「給料台帳」を提出しているところ、当該「給料台帳」により、当該期間において、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額（同額の場合を含む。）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又はこれを下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わな



い。

申立期間①及び申立期間②のうちの平成7年10月から同年12月までの期間については、当該期間に係る「給料台帳」や給与支払明細書等の資料が無い上、当該期間の標準報酬月額について、遡及して記録の訂正が行われたなど不自然な形跡は認められない。

また、両申立期間当時、A社に係る事務手続を委託されていたとする税理士事務所は、「当時のA社に係る関連資料は残っておらず、申立人に係る厚生年金保険の記録は不明である。」と回答している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 12 月 1 日まで

申立期間について脱退手当金が支払われていると、送付されてきた「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」に記載されているが、申立期間は、A社B事業所においてC業務をしており、昭和 41 年 11 月に結婚による退社後、D市に転居して以降は、当該事業所と連絡を取ることもなく、脱退手当金の支給日とされている 43 年 4 月に脱退手当金を受け取ったという記憶は全く無い。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社E事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の両方において、脱退手当金の支給日（昭和 43 年 4 月 5 日）直前の昭和 43 年 3 月 8 日に、申立人の姓が変更されている記録が確認できることから、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間以前に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は未請求となっているが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時は、申立人が当該被保険者期間の申告をしなければ、社会保険事務所（当時）では、申請者の全ての被保険者期間を把握することが困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上

の不自然さほうがえない。

このほか、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月1日から35年3月1日まで

申立期間は、A社B事業所において働いていたが、C市にいる両親から、実家へ戻るように言われC市に帰った。

申立期間について脱退手当金が支払われていると、送付されてきた「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」に記載されているが、退職の時には、脱退手当金のことは知らなかった。脱退手当金を受け取ったという記憶は全く無い。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る記録として、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から昭和35年4月18日付けで、当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和35年7月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間以前に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は未請求となっているが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時は、申立人が当該被保険者期間の申告をしなければ、社会保険事務所（当時）では、申請者の全ての被保険者期間を把握することが困難であったものと

考えられるところ、申立人は、当該期間において厚生年金保険に加入していたことを認識していなかった旨の供述をしていることから判断すると、申立人は、当該被保険者期間に係る脱退手当金の請求は行わなかったと考えるのが自然であり、支給されていない期間が存在することに事務処理上の不自然さとうかがえない。

加えて、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 17 日から 38 年 7 月 31 日まで  
② 昭和 38 年 8 月 9 日から 42 年 9 月 30 日まで

申立期間の前に勤務していたA社を退職する際に脱退手当金の話を聞き、脱退手当金を受け取った時期ははっきりしないものの、1万5,000円くらい受給したことを覚えている。その後知人から、脱退手当金をもらわずに、将来のために厚生年金保険を残しておくことを聞いてからは、もったいないことをしたという思いが強く、その後勤務した事業所において、脱退手当金は受給していない。申立期間について脱退手当金が支払われていると、送付されてきた「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」に記載されているが、自分で手続きすることは考えられず、脱退手当金を受け取ったという記憶は全く無い。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職する際に、会計担当者から脱退手当金の説明を受け、B社及びA社については、脱退手当金を受給したと供述しているものの、これら2事業所における厚生年金保険加入期間は、合わせて17か月であり2年に満たないことから、制度上当該期間のみをもって脱退手当金を支給決定することはできない。

また、申立人は、脱退手当金が支給された時期は不明であるものの、受給した金額は1万5,000円くらいであったと主張しているところ、オンライン記録で確認できB社及びA社並びに、申立期間のC社及びD事業所の4事業所に係る脱退手当金支給額は、1万6,972円であり、申立人が記憶する金額と概ね一致する。

さらに、申立期間②のD事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る記録として、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間を含む4事業所に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、D事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、オンライン記録において、申立期間を含む4事業所に係る健康保険厚生年金被保険者名簿から、申立人に係る記録は、全て同じ厚生年金保険被保険者番号であることが確認できる上、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 12 月 1 日から 32 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 4 月 30 日まで  
③ 昭和 34 年 7 月 1 日から 38 年 7 月 6 日まで

申立期間①については、昭和 30 年 12 月 1 日から A 社の従業員として B 社の購買所で化粧品の販売に従事していた。事務所は C 市にあり、勤務していたことは間違いないので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②及び③について、当時は脱退手当金制度があることを知らなかったし、脱退手当金の支給日とされる時期は、子供を出産した直後で全く外出しておらず、脱退手当金は受け取っていない。申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人と同じ昭和 32 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、「A 社の美容部員として、B 社の購買所で勤務した。月に 1 度、C 市にあった D 社（現在は、E 社）に集合した。」と供述しているところ、E 社は、「当時は B 社の購買所等に出店しており、当該購買所に F 市の A 社から派遣された美容部員がいた。」と回答していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が A 社の従業員として B 社の購買所で勤務していたことはうかがえる。



しかしながら、上記の同僚のいずれもが「昭和 29 年から勤務した。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同被保険者名簿には健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間②及び③の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③のG社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和39年1月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間③当時、G社に勤務していた同僚は、「事業所から脱退手当金に係る説明を受けており、脱退手当金の代理請求が行われていた。」と供述している。

さらに、申立期間以前に勤務した事業所における厚生年金保険の被保険者期間に係る脱退手当金は未請求となっているが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る同記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時は申立人が当該被保険者期間の申告をしなければ、社会保険事務所（当時）では別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理の不自然さはうかがえない。

加えて、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 20 日から同年 5 月 17 日まで  
② 昭和 35 年 7 月 29 日から 39 年 9 月 16 日まで

申立期間について脱退手当金が支払われていると、送付されてきた「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」に記載されているが、A社へは、当該事業所に勤務していた親戚の紹介で入社し、結婚を契機に昭和 41 年 9 月に退社後、B市に転居している。退職時に脱退手当金のことは知らず、脱退手当金を受け取ったという記憶は全く無い。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の脱退手当金は、昭和 39 年 11 月 27 日に支給決定されていることが確認できるところ、年金事務所において、申立人に係る脱退手当金裁定請求書（C社会保険事務所（当時）が昭和 39 年 10 月 8 日に受付）及び脱退手当金計算書等が保管されており、当該請求書には、申立人の押印がある上、当時申立人しか知り得なかったと思われる婚姻後の転居先であるB市内の住所が記載されていることなどから判断すると、申立人自身が脱退手当金の請求を行ったと考えるのが自然であり、このほか、支給額に計算上の誤りは無いなど当該請求書等に不自然な点は見当たらない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているほか、同名簿における申立人の厚生年金保険整理記号番号の前後において脱退手当金の受給資格を有している 75 人のうち、申立人を含む 53 人に脱退手当金を受給した旨の記録があり、そのうち 47 人は、当該事業所を退職してから 6 か月以内に支給されていることが確認できる。

さらに、申立期間以前に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は未請求となっているが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る記号番号とは別の記号番号で管理されており、申立人は、当該期間において厚生年金保険に加入していたことを認識していたと供述しているものの、申立人に係る脱退手当金裁定請求書において、当該期間に係る記載は確認できないことから判断すると、申立人は、当該被保険者期間に係る脱退手当金の請求は行わなかったと考えるのが自然であり、支給されていない期間が存在することに、事務処理上の不自然さはいかたがうでない。

加えて、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 5 日から 37 年 11 月 27 日まで  
(A社)  
② 昭和 39 年 2 月 5 日から同年 9 月 15 日まで  
(A社)  
③ 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 20 日まで  
(B社)

年金事務所の記録では、B社を退職した後に、脱退手当金を受給したようになっているが、脱退手当金は受給していない。そのことははっきりと覚えている。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人について脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給対象月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③のB社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和43年6月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間以前に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は未請求となっているが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時は申立人が当該被保険者期間の申告をしなければ、社会保険事務所（当時）では請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上の不自

然さうかがえない。

加えて、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 8 日から 45 年 1 月 1 日まで  
オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。  
脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、年金事務所が提出した「厚生年金保険被保険者脱退手当金支給報告書」では、昭和 46 年 8 月 5 日に脱退手当金が支給決定されていることが確認できる上、当該報告書における支給額の対象となった被保険者期間及び支給額はオンライン記録と一致していることが確認できるほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間以前に脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険の被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の記号番号で管理されており、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはいかがえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 26 日から同年 9 月 4 日まで  
② 昭和 37 年 9 月 10 日から 41 年 2 月 13 日まで

オンライン記録では、A社（現在は、B社）及びC社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和41年7月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和41年2月13日の前後1年以内に資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性13人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、8人に支給記録が確認でき、そのうち6人は資格喪失後5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間以前に脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険の被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の記号番号で管理されており、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 29 日から 42 年 12 月 26 日まで  
オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、年金事務所が提出した申立てに係る脱退手当金裁定請求書では、受付年月日及び支払年月日が確認できるほか、脱退手当金の請求対象期間としては、A社に係る厚生年金保険の被保険者期間のみが記載されており、脱退手当金の支給決定より前の3回の被保険者期間は請求対象期間として記載されていないことが確認できる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。